

十勝川流域砂防技術検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「十勝川流域砂防技術検討会」(以下「検討会」という)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、十勝川流域において平成28年8月台風等により大規模な土砂移動現象が発生し、流域の土砂災害リスクが高まっていることを踏まえ、砂防事業の主体である北海道開発局長及び北海道知事に対し、十勝川流域において発生した土砂移動現象の考え方について技術的な助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項に対し技術的助言を行う。
・平成28年8月台風等による十勝川流域の土砂動態の評価

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験を有する者等のうちから、国土交通省北海道開発局長及び北海道知事が任命する。
2 委員の任期は委嘱の日から当該年度の年度末までとし、再任を妨げない。

(組織)

第5条 検討会は委員の二分の一以上が出席しなければ、検討会を開き、議決することができない。
2 検討会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出し、検討会を総括する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。
4 検討会は、十勝川流域の土砂災害リスクが高まっていることを踏まえて、より広範な関係者により砂防事業に対して技術的助言を与える必要がある場合は、別途部会を設置し、検討を委ねることができるものとする。部会の委員、組織及び運営等は、検討会で決定するものとする。

(運営)

第6条 検討会は、原則として公開で行うものとする。
2 検討会配布資料は、原則としてホームページで公開する。ただし、個人情報、貴重種情報等、公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。
3 検討会における技術的議論の結果をとりまとめた議事要旨を作成し、あらかじめ出席委員に確認の上、ホームページで公開するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、北海道開発局建設部河川計画課及び北海道建設部土木局河川砂防課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(謝金及び旅費)

第8条 「謝金の標準支払基準」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」の定めるところにより支給する。

(雑則)

第9条 検討会の規約改正、その他運営に関して必要な事項は検討会において定める。